

第8次鳥取県保健医療計画の策定に係る意見聴取について

<「8 救急医療」関係>

令和5年8月10日

鳥取県医療政策課

- 県では、医療法に基づき、保健・医療の充実に向け、平成30年4月に、疾病対策、医療提供体制、保健医療従事者の確保・養成等に関する「第7次鳥取県保健医療計画」を策定したところですが、現行計画が令和5年度末で終期を迎えることから、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とする新たな計画「第8次鳥取県保健医療計画」を本年度中に策定する必要があります。
- つきましては、有識者のご意見を新たな計画に反映させるため、本日の会議において、「救急医療」分野に関して、ご意見をお伺いしたいと思いますので、委員の皆様のご協力をお願いします。
- ※今回は、特に、救急搬送及び病院前救護体制について、ご意見いただきたく思います。

1 第8次鳥取県保健医療計画の概要

(1) 保健医療計画とは

県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即し、かつ地域の実情を踏まえて策定するもの。

(2) 法的根拠 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項

(3) 計画期間 令和6年度から令和11年度まで（6年間）

(4) 計画の構成（案）

第1章	計画に関する基本的事項
第2章	鳥取県の現状
第3章	保健医療圏・基準病床数
第4章	疾病別・課題別医療提供体制の構築
第1節	疾病又は事業別対策（5疾病7事業対策）
1～7	略
8	救急医療 ※主な記載内容：救急搬送、病院前救護体制、救急医療体制など
9～12	略
第2節	医療従事者の確保と資質の向上
第3節	課題別対策
第5章	地域医療構想
第6章	外来医療提供体制の確保
第7章	健康づくり
第8章	医療費適正化
第9章	地域保健医療計画

(5) 現行計画（「8 救急医療」抜粋）

別添【資料6】のとおり

2 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和5年8月22日（火）	鳥取県地域医療対策協議会
8月25日（金）	鳥取県医療審議会
令和6年1月下旬	パブリックコメント
3月上旬	鳥取県医療審議会（第4回）
4月（4/1）	新たな計画の告示・施行